

議案第100号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 個人番号を利用することができる事務として心身障害者の医療費の助成に
関する事務を追加する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
(平成27年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第2区長の部に次のように加える。

24 特例条例第2条の規定により特別 区が処理することとされた心身障害者 の医療費の助成に関する条例（昭和4 9年東京都条例第20号）による心身 障害者の医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報であって 規則で定めるもの
	住民票関係情報であって 規則で定めるもの
	障害者関係情報であって 規則で定めるもの
	生活保護関係情報であっ て規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報で あって規則で定めるもの
	障害者自立支援給付関係 情報であって規則で定め るもの
	中国残留邦人等支援給付 等関係情報であって規則 で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。